

2015年4月7日

## Japan tax alert

EY税理士法人

# インドが2015年度予算案を発表 国際税務関連規定の検討

### EY グローバル・タックス・アラートライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン及びpdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

## エグゼクティブ・サマリー

2015年2月28日、インド政府は2015年度(2015年4月1日~2016年3月31日)の財政法案(2015年度財政法案)を発表しました。この法案には、在インド資産間接譲渡課税制度の明確化、及び一般的租税回避規定(GAAR: General Anti-Avoidance Rules)施行を2年延期するインド租税法(ITL)の改正案が盛り込まれています。

そのほかの重要な改正項目は、以下のとおりです。

- ▶ 法人所得税を4年間にわたり段階的に25%まで引き下げ
- ▶ 法人の居住地を判定するためのテストとして、実質的支配地主義(POEM: a place of effective management)の概念を導入
- ▶ インド国内に所在する外国銀行支店が、国外の本店へ支払う利息に係る課税制度の変更
- ▶ インドを拠点とするファンドマネージャーが運用する、海外ファンドに係る課税制度の変更
- ▶ ビジネストラスト(事業信託)に係る課税制度の変更

特に記載がない限り、改正案は2015年4月1日開始の課税年度から適用されます。

本タックスアラートでは、2015年度財政法案に含まれる国際税務関連の重要な改正案をまとめました。

# EY

Building a better  
working world

## 詳細の検討

### 法人所得税率

2015年4月1日開始の課税年度に、内国法人及び外国法人に適用される基本税率は現行税率が据置きとなりましたが、内国法人に適用される基本税率に関しては、2016年4月1日開始の課税年度より4年間にわたり段階的に引き下げ、最終的に25%するという改正案が発表されました。

2015年度財政法案はまた、内国法人の所得税に課されるサーチャージを2%引き上げる改正案を盛り込んでおり、可決されれば所得税の最高実効税率は33.99%から34.61%に引き上げとなります。

### 間接譲渡課税

2012年インド財政法によるITLの改正では、外国法人の価値が直接的又は間接的にインドに所在する資産から実質的に得られている場合、当該法人の株式又は持分を譲渡した場合に生じる利益は、間接譲渡課税の対象とすることとされました。

2015年度財政法案には、以下の改正案が盛り込まれています。

- ▶ 以下の場合、外国法人の株式又は持分は、その実質的価値が在インド資産から形成されるとみなされる。
  - ▶ 在インド資産の価値が1億インドルピー（約167万米ドル）を超え、かつ、
  - ▶ 在インド資産の価値が当該外国法人が保有する全資産の価値の50%以上を占める。
- ▶ ここで言う「資産の価値」とは、譲渡日前直近の会計年度末日時点の、(負債を控除しない)公正な市場価額総額を指す。

ただし、該当資産の帳簿価額が、当該会計年度末日から譲渡日までに15%超上昇した場合は、譲渡日の公正な市場価額を資産の価値とする。
- ▶ 間接譲渡により生じるキャピタルゲインは、割合に応じて課税される。
- ▶ 内国法人は、国外譲渡に係る情報を提供しなければならぬ。報告義務に違反した場合、以下の罰金が科せられる。
  - ▶ 国外譲渡により直接的又は間接的に内国法人の資本構造又は支配構造が変わる場合、国外譲渡価値の2%。
  - ▶ それ以外の場合、50万インドルピー（およそ8,333米ドル）。

ただし、以下に該当する取引は、間接譲渡課税の対象外とされます。

- ▶ 外国法人の株式又は持分の譲渡人及び関係会社(AE: Associated Enterprise)が、当該外国法人に係る支配権もしくは経営権を保有しておらず、かつ議決権/資本/持分を5%超保有していない場合。
- ▶ 当該外国法人が間接的に在インド資産を保有しているときは、当該外国法人の株式又は持分の譲渡人及びAEが次のいずれも保有していない場合: (i) 当該外国法人の経営権・支配権、(ii) それにより在インド資産を直接保有する法人の経営権・支配権を執行可能とする、当該外国法人に対する権利、又は(iii) それにより在インド資産を直接保有する法人の議決権・資本・持分の5%超を保有する結果となる、当該外国法人の議決権・資本・持分。
- ▶ 実質的価値が在インド資産から形成される外国法人の株式譲渡が、合併又は会社分割による場合で、所定の条件を満たす場合。

### GAAR施行の先送り

GAAR条項は2012年に導入されましたが、2015年度財政法案は、その施行を2017年4月1日開始の課税年度まで先送りするとしています。さらに、GAARは、遡及適用されない見込みです。

### 外国法人の居住区分

2015年度財政法案は、外国法人であっても、「実質的管理地(POEM)」が課税年度中、一度でもインドにあった場合、税務上インド居住者として取り扱うとしています。実質的管理地とは、法人として事業を遂行するのに必要とされる、経営上及び商業活動上の重要な意思決定が実質的に行われる場所を指します。

### インドに所在する外国銀行支店が国外の本店に支払う利息の源泉徴収

2015年度財政法案は、外国銀行の在インド支店から国外の本店が受け取る利息の税務上の扱いを明確にすることを目的に、当該利息がインド源泉の所得であり、インドの源泉徴収課税の対象であるとしています。

## 不動産投資信託(REIT: Real Estate Investment Trust)及びインフラ投資信託(InviT: Infrastructure Investment Trust)

ITLのREIT及びInviT(総称:ビジネストラスト)に対する特別課税措置規定のもとでは、スポンサー(特別目的事業体(SPV: Special Purpose Vehicle)の株式を受益証券と交換する者)に対するキャピタルゲイン課税と通常の投資家(ビジネストラスト上場の後、受益証券を購入する者)に対するキャピタルゲイン課税との間に不均衡が存在しました。この不均衡を解消すべく、2015年度財政法案は、上場受益証券の売却に対する課税を以下のように行うとしています。(i)長期のキャピタルゲインは免税対象とする。(ii)短期のキャピタルゲインは15%で課税する。REITが稼得する賃貸収入は、スポンサー又は投資家レベルで課税され、REITは適宜税金の源泉徴収を行う必要があります。当該「パススルー」ステータスは、InviTの賃貸収入には適用されません。

## 非居住者が受け取るロイヤルティ及び技術役務提供報酬(FTS: Fees for Technical Services)に対する税率の引下げ

2015年度財政法案は、非居住者が受け取るロイヤルティ及びFTS収入に対する税率を現行の25%から10%に引き下げるとしています。

## 海外機関投資家(FII: Foreign Institutional Investor)に対する最低代替税(MAT: Minimum Alternate Tax)

2015年度財政法案は、MATの算定上、FIIが有価証券取引により稼得するキャピタルゲイン収入(有価証券取引税が課せられない短期のキャピタルゲインを除く)及び関連費用を課税ベースとなる会計所得から除外するとしています。

## 海外ファンドに対する課税

この改正案は、海外ファンドのファンドマネージャーがインドに所在することへの支援を目的に、海外ファンドの国内投資に係る納税義務は、インド国内でのファンドマネージャーの活動に影響を受けることなく、また、国外投資による収入は、ファンドマネージャーがインドに所在するというだけの理由でインドの課税対象としないというものです。

以下が当該制度の詳細です。

- ▶ 「適格投資ファンド」を代表して当該ファンドを運用する「適格ファンドマネージャー」は、インドにおける「Business Connection(事業上の関連性)」を構成しない。
- ▶ 適格投資ファンドは、適格ファンドマネージャーがファンドの運用をインド国内で行っているというだけでは、税務上のインド居住者とはならない。

▶ 海外ファンド及び海外ファンドマネージャーが当該租税措置を受けるには、以下を含む所定の条件を満たさなければならない(網羅的ではない)。

- ▶ 対象ファンドは税務上、インドが租税条約を締結している国の居住者であること。
- ▶ 一定の資産及び投資に関する制限を満たしていること。
- ▶ ファンドマネージャーは、ファンドの従業員又はファンドの関連者ではなく、インド証券取引委員会により適切に規制され、適格条件を満たしていること。
- ▶ ファンドは、所定の報告義務を履行しなければならない。

## FII/適格金融機関(QFI: Qualified Financial Institution)の利息収入に対する軽減税率の適用範囲拡大

2015年度財政法案は、5%の軽減源泉税率の適用範囲を拡大し、FII/QFIが稼得するインドルピー建て社債又は政府債の利息収入も、2017年6月30日までの受取り分に限り軽減源泉税率の対象とするとしています。

## 2015年度財政法案の影響

2015年度財政法案には、法人所得税の引下げ、GAAR適用の先送り、間接譲渡課税の適用性及び免税、ロイヤルティ及びFTSに対する源泉徴収税の引下げ等、納税者にとって有益な租税措置が数多く盛り込まれています。その一方で、新たな申告義務や報告義務、これら義務に違反した場合に科される罰金に関する規定が含まれます。2015年度財政法案が与える影響について、慎重に検討を行うことが推奨されます。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人  
コーポレートコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150407

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)